

○ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日を定める政令（平成三十年政令第二百八十五号）

内閣は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日は、平成三十年十月五日とする。